

新岡山県物流施設誘致促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 新岡山県物流施設誘致促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的団体 県、市町村、公社又は公団をいう。
- (2) 公的団地 公的団体が造成し又は分譲している一団の産業団地をいう。
- (3) 公的団地用地 公的団体から企業が直接取得（賃借を含む。）した公的団地内の土地をいう。
- (4) 県営産業団地 県が造成し又は分譲している一団の産業団地をいう。
- (5) 県営産業団地用地 県から企業が直接取得（賃借を含む。）した県営産業団地内の土地をいう。
- (6) 市町村営等産業団地 県営産業団地以外の公的団地をいう。
- (7) 市町村営等産業団地用地 県営産業団地用地以外の公的団地用地をいう。
- (8) リース事業者 他者に賃借することを目的として、県営産業団地用地において県と土地売買契約又は賃借契約を締結し、当該土地に事業場を建設する事業者であって、当該土地及び当該土地に設置された事業場を運営主体となる者に賃借することについて、県が承認したものをいう。
- (9) 物流施設 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業を営む者（以下「物流関連事業者」という。）が自ら使用するために建設（新設又は増設をいう。以下同じ。）をする倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場（以下「流通加工場」という。）及び製造業若しくは小売業を営む者（以下「製造業者等」という。）が自ら使用するために建設をする倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されるものを除くもの
 - ② リース事業者が物流関連事業者に賃借するために県営産業団地用地に建設をする倉庫、配送センター又は流通加工場及び製造業者等に賃借するために県営産業団地用地に建設をする倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されるものを除くもの

(補助金)

第3条 知事は、県内への物流施設の立地を促進し、産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、もって県民生活の安定と向上に資するため、県内の公的団地用地を取得若しくは賃借し、物流施設を建設し、操業を開始した企業又は県営産業団地用地を取得若しくは賃借し、物流施設を建設し、物流関連事業者若しくは製造業者等に賃借したリース事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県内の公的団地用地

に物流施設の建設をしようとする者（県営産業団地用地に限り、リース事業者を含む。）であって、別表1の交付要件を満たすものとする。

（補助金の額等）

第5条 第3条の規定により交付することができる補助金の種類、使途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法は、別表2に定めるところによるものとする。

2 前項の規定により計算した補助額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を補助額とする。

（認定申請）

第6条 補助金を受けようとする者は、あらかじめ物流施設の建設工事に着手する日の原則として30日前までに、様式第1号の補助金認定申請書を知事へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（認定通知）

第7条 知事は、前条の規定による補助金認定申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは認定の決定を行い、申請者に対し様式第2号の認定通知書を送付するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 前条の規定による認定の通知を受けた者（以下「認定企業」という。）が認定に係る物流施設（以下「認定物流施設」という。）の建設の内容を変更しようとするときは、原則として変更工事着手の30日前までに様式第3号の変更認定申請書を、認定物流施設の建設を中止し、又は廃止しようとするときは様式第4号の中止（廃止）届出書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは変更認定の決定を行い、認定企業に様式第5号の変更認定通知書を送付するものとする。

3 第1項後段の規定による中止（廃止）届出書を知事が受理したときは、何らの手続きを要せず認定通知は効力を失うものとする。

（認定の取消し）

第9条 知事は認定企業が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の認定又は前条第2項の変更認定の取り消しをすることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。

(2) 変更手続きによることなく、認定された建設の内容を変更したとき。

(3) この要綱に違反する事実があったとき。

2 知事は、前項により認定又は変更認定を取り消したときは、書面により速やかに通知するものとする。

(交付申請)

第10条 認定企業は、認定物流施設において操業又は事業を開始後1年6ヶ月以内に知事に対し、様式第6号の補助金交付申請書を提出しなければならない。ただし、市町村営等産業団地に立地する場合で、操業開始後1年6ヶ月以内に市町村の補助相当額のうち確定していない部分がある場合は別に定める。

(交付決定及び額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し様式第7号の補助金交付決定及び額の確定通知書を送付するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第12条 補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付の決定及び額の確定の通知を受けた日から起算して15日以内に補助金交付の申請を取り下げることができる。

(指示事項の遵守)

第13条 認定企業は、知事が事業報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(補助金の支払)

第14条 補助事業者は、第11条の規定による補助金の交付決定及び額の確定があったときは、様式第8号の補助金請求書により、知事に対し補助金の支払を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を支払わなければならない。

(交付決定及び額の確定の取消し)

第15条 知事は、認定企業が次のいずれかに該当すると認められるときは、第11条の交付の決定及び額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定及び額の確定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する事実があったとき。
- (3) 認定物流施設の操業又は事業の開始後10年以内に営業を休止し、又は廃業したとき。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定を取り消した場合
- (2) 第18条に規定している財産処分の制限期間内に、財産処分を行う場合

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた補助金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で加算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった認定物流施設を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は廃棄等するとき（リース事業者が認定物流施設を物流関連事業者又は製造業者等に貸し付けようとする場合を除く。）は、様式第9号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、操業開始後10年を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した固定資産の処分についてはこの限りでない。

(地元市町村との連携)

第19条 この要綱は、県営産業団地に物流施設を建設する場合又は企業誘致のための助成制度を制定している市町村から助成を受けて物流施設を建設する場合に適用するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほかは、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、平成19年10月1日以降に認定するものについて適用する。ただし、公的団地用地を取得又は賃借して物流施設を新設する場合で、平成19年9月30日までに立地協定又は土地売買契約若しくは事業用借地権設定契約を締結したものは除く。

なお、この要綱の規定と岡山県物流施設誘致促進補助金交付要綱の規定を重複して適用することはできないものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 県又は市町村との間において、平成21年3月31日までに物流施設の新設若しくは増設に係る立地協定を締結した者においては、第5条第1項中「別表2」とあるのは「別表2-2」とする。

3 県又は市町村との間において、平成21年3月31日までに第7条の規定による認定を受けた者又は平成21年3月31日までに物流施設の新設若しくは増設に係る立地協定を締結し、かつ平成22年3月31日までに第7条の規定による認定を受けた者においては、第5条第1項中「別表2」とあるのは「別表2-3」とする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月18日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 この要綱の規定は、平成27年4月1日以降に立地協定又は土地売買契約若しくは事業用借地権設定契約を締結したものから適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 この要綱の規定は、平成28年4月1日以降に立地協定又は土地売買契約若しくは事業用借地権設定契約を締結したものから適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 この要綱の規定は、令和2年4月1日以降に立地協定又は土地売買契約若しくは事業用借地権設定契約を締結したものから適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 この要綱の規定は、令和5年4月1日以降に立地協定又は土地売買契約若しくは事業用借地権設定契約を締結したものから適用する。
(経過措置)
- 3 県又は市町村との間において、令和5年3月31日までに物流施設の新設若しくは増設

に係る立地協定を締結した者においては、第5条第1項中「別表2」とあるのは「別表2 - 2」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表1 (交付要件)

要件	内容
建設に着手する時期	<p>新設 新たに土地を取得し、物流施設を建設する場合 土地取得後3年以内に建設に着手</p> <p>増設 既存の敷地内で新たに物流施設を建設する場合 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手</p>
面積	1,000㎡以上

別表2

(補助金の種類、用途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法)

種類	設備補助金	土地補助金
用途	物流施設の取得整備	土地の取得
補助対象経費	認定物流施設に係る設備投資 (家屋及び償却資産)に要する経費	認定物流施設に係る土地の取得に要する経費(一括分譲によるものに限る。)
補助額	家屋に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額にそれぞれ下欄の補助率を乗じて得た額	土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額に下欄の補助率を乗じて得た額
補助率	新設	100分の2.5
	増設	100分の1.25
限度額	新設	3億円
	増設	1.5億円
交付方法	交付決定額1億円以上	5か年での分割交付
	交付決定額1億円未満	一括交付

※1 表中「固定資産評価額」とあるのは、地方税法第410条第1項の規定により決定し、同法第411条の規定により固定資産課税台帳に登録されたものとする。

※2 市町村営等産業団地に立地する場合は、市町村の補助相当額と比較して低い方を限度額とする。

別表 2 - 2

(補助金の種類、使途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法)

種 類		設 備 補 助 金	土 地 補 助 金	
使 途		物流施設の取得整備	土地の取得	
補 助 対 象 経 費		認定物流施設に係る設備投資 (家屋及び償却資産) に要する経 費	認定物流施設に係る土地の取 得に要する経費 (一括分譲によ るものに限る。)	
補 助 額		家屋に係る固定資産評価額及び 償却資産の取得額にそれぞれ下欄 の補助率を乗じて得た額	土地に係る固定資産評価額又 は土地取得費のいずれか低い方 の金額に下欄の補助率を乗じて 得た額	
補 助 率	新 設	県営産業団地用地	100分の4.5	100分の3
	増 設	市町村営等産業団地用地	100分の2.25	100分の1.5
	新 設	県営産業団地用地	100分の2.25	100分の1.5
	増 設	市町村営等産業団地用地	100分の1.125	100分の0.75
限 度 額	新 設	3億円		
	増 設	1.5億円		
交 付 方 法	交付決定額1億円以上	5か年での分割交付		
	交付決定額1億円未満	一括交付		

※ 表中「固定資産評価額」とあるのは、地方税法第410条第1項の規定により決定し、同法第411条の規定により固定資産課税台帳に登録されたものとする。